護法第三十四条第二項の改正規定中「第三十四条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、犯罪被害者等保護法中同条を第三十八条とし、第三十三条を第三十七条とする改正規定中「第三十八条」を「第三十九条」に、「第三十三条を第三十七条」を「第三十四条を第三十八条」に改め、犯罪被害者等保護法第三十二条第一項の改正規定中「第三十二条第一項中「第三十四条」を「第三十三条第一項中「第三十五条」に、「第三十八条」を「第三十九条」に改め、犯罪被害者等保護法第七章第二節中同条を第三十六条とし、第三十一条を第三十五条とし、第三十条を第三十四条とし、第二十九条を第三十三条とする改正規定中「第三十六条」を「第三十七条」に、「第三十一条を第三十五条」を「第三十二条を第三十六条」に、「第三十条を第三十四条」を「第三十一条を第三十五条」に、「第二十九条を第三十三条」を「第三十条を第三十四条」に改め、同章第一節に四条を加える改正規定のうち第二十九条中「第二十九条」を「第三十条」に改め、同改正規定のうち第三十条中「第三十条」を「第三十一条」に改め、同改正規定のうち第三十一条中「第三十一条」を「第三十二条」に、「第四十四条」を「第四十五条」に改め、同改正規定のうち第三十二条中「第三十二条」を「第三十三条」に改める。

（民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第三十四条　第四号施行日が民事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前である場合には、同号中「第四十条」とあるのは、「第四十一条」とする。

（刑法等一部改正法の一部改正）

第三十五条　刑法等一部改正法の一部を次のように改正する。

第三条のうち、刑事訴訟法第三百四十三条の改正規定中「第三百四十三条」を「第三百四十三条第一項」に改め、「「あらたに」を「新たに」に」を削り、同法第三百四十四条の改正規定中「第三百四十四条」を「第三百四十四条第一項」に改める。

第十一条中少年鑑別所法第百三十二条の改正規定を削る。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第三十六条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四百六十三条の表第九十六条第一項及び第百六条の二第一項の項中「第四百九十一条第八項」を「第四百九十一条第七項」に、「第四百九十一条第七項」を「第四百九十一条第六項」に改める。

第四百七十二条第一項中「第四百九十一条第八項」を「第四百九十一条第七項」に改める。

第四百七十三条第二項及び第四十五条第一項の項中「第四百九十一条第八項」を「第四百九十一条第七項」に改める。

第四百七十三条第二項中「第四百九十一条第八項」を「第四百九十一条第六項」に改める。

第四百九十一条第一項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第三項中「第四百九十一条第八項」を「第四百九十一条第七項」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項の表第二十三条の項中「第四百九十一条第八項」を「第四百九十一条第七項」に改め、同条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

附則第一項第二号中「第五項」を「第四項」に改める。

第三十七条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四百七十九条第一項中「第二号」を「第三号」に改め、同条第三項中「第一号」を「第二号」に改める。

第四百九十一条第七項中「第四百八十一条」を「第四百八十一条、第四百八十四条の二」に、「及び第五百七条」を「、第五百七条から第五百十条まで、第五百十二条、第五百十三条第一項、第二項及び第九項から第十一項まで並びに第五百十四条から第五百十六条まで」に、「及び第四百八十四条から第四百八十六条まで」を「、第四百八十四条、第四百八十五条及び第四百八十六条」に改め、同項の表刑事訴訟法の項中

第五百二条	裁判の執行を受ける者	共助刑の執行を受ける者
	言渡しをした裁判所	東京地方裁判所

を

第五百二条	裁判の執行を受ける者	共助刑の執行を受ける者
	言渡しをした裁判所	東京地方裁判所
第五百十三条第一項	裁判の執行を受ける者若しくは裁判の執行の対象となるものの所在若しくは状況に関する資料、裁判の執行を受ける者の資産に関する資料、裁判の執行の対象となるもの若しくは裁判の執行を受ける者の財産を管理する第四百九十条第二項の規定により民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定により金銭の支払を目的とする債権とされるものについての強制執行又はそれ以外の目的となる物であつて当該強制執行の手続においてこれらの物若しくは行官による取上げの対象となるべきもの	共助刑の執行を受ける者又は状況に関する資料

に改める。

（日豪協定実施法の一部改正）

第三十八条　日豪協定実施法の一部を次のように改正する。

第五条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、刑事訴訟法第二百一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるものの交付があったときは、当該逮捕状に代わるものを示して、その引渡しを受けることができる。

第六条中「又は検証」の下に「（検証状の執行を含む。）」を加える。